

福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年3月10日)

【 件 名 】

- 1 鳥取県子どもの貧困対策推進計画（素案）のパブリックコメントの実施結果について
（福祉保健課）・・・1
- 2 鳥取県障がい者プラン（案）のパブリックコメントの実施結果について
（障がい福祉課）・・・2
- 3 鳥取県手話施策推進計画（案）のパブリックコメントの実施結果について
（障がい福祉課）・・・4
- 4 平成27年度鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護）について
（長寿社会課）・・・6
- 5 鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（素案）のパブリックコメントの実施結果に
ついて
（長寿社会課）・・・8
- 6 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画（案）のパブリックコメントの実施結果に
ついて
（子育て応援課）・・・9
- 7 「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」（案）のパブリックコメントの実施結果等に
ついて
（青少年・家庭課）・・・11
- 8 「とっとり若者自立応援プラン」（案）のパブリックコメントの実施結果等について
（青少年・家庭課）・・・12
- 9 第2回岡山大学病院三朝医療センターのあり方に関するワーキンググループについて
（医療政策課）・・・13
- 10 平成27年度鳥取県地域医療介護総合確保基金（医療）について
（医療政策課）・・・15

福祉保健部

鳥取県子どもの貧困対策推進計画（素案）のパブリックコメントの実施結果について

平成27年3月10日
福祉保健課

1 パブリックコメントの実施方法

- 意見募集期間 平成27年2月20日（金）から同年3月6日（金）まで
- 周知方法等
- ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに市町村役場窓口等における概要チラシの配架
 - ・報道機関への資料提供
 - ・新聞広告の掲載

2 受付意見数

6件（3個人）

<内訳>

| | |
|--------------------|----|
| 教育の支援に関する意見 | 2件 |
| 生活の支援に関する意見 | 1件 |
| 保護者に対する就労の支援に関する意見 | 1件 |
| 経済的支援に関する意見 | 2件 |

3 意見及びその対応方針

| 意見 | 対応方針 |
|--|---|
| スクールソーシャルワーカーを多く導入するのは賛成だが、教員を退職された方などではなく福祉行政にも通じた方を導入すべき。学校と保護者、その他の機関との橋渡しのできる技量のある方が学校内にいつでもいることが必要。 | スクールソーシャルワーカーの資質向上を含め、相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの配置充実について記載することを検討する。 |
| 不登校、ひきこもりの児童生徒に対する詳しい実態把握をした上で支援等を検討する必要があるのではないか。 | 不登校、ひきこもり、高校中退等について実態把握を進め、関係機関と連携しながら支援する旨記載することを検討する。 |
| 貧困、困窮の背景に、子育てをしながら親や親族の介護、多重介護をしている20～40代の増加があるのではないか。介護も担っている人に対する相談、支援体制を。 | 世帯の状態や本人の希望を聞きながら複数の課題に対して包括的な支援を行っていくことが重要であることを踏まえ、意見の趣旨を計画に盛り込むことを検討する。 |
| ひとり親家庭の職業能力向上のための訓練、あっせん等の支援の対象範囲を障害者・児の保護者も入れてほしい。近年、発達障がいの診断がつく子どもが増加している為、早期療育を推奨しているが、保護者（特に母親）は子どもの療育に熱心だが、父親しか働けなくて生活が困窮する可能性、もしくは困窮しているが誰にも相談できないケースもあると思う。 | 障害者・児の保護者で生活に困窮されている場合、各福祉事務所に設置される生活困窮者の相談窓口等を通じ、各種就労支援機関等と連携したきめ細かい支援を行うことで対応したい。 |
| 働くために必要な資格取得費用への助成について、鳥取県独自のものを検討してほしい。（低所得世帯、多世代世帯、Uターン、Iターン、東日本大震災被災移住者、障害児・者の保護者等対象） | 低所得世帯等に対し、働くために必要な資格取得の費用として生活福祉資金を貸し付けて対応するほか、人材確保も目的とした奨学金等の充実を検討する。 |
| 保護者への給付、助成などが継続されても学校への未納（給食費、学校徴収金等）が減らない現状。学校等への未納がある場合は目的に沿った相殺になるよう制度の構築をお願いしたい。 | 県が実施している高校生等奨学給付金事業は既に学校徴収金と相殺できる制度となっている。今後新たな制度を検討するような場合には、ご意見の趣旨も参考としたい。 |

鳥取県障がい者プラン（案）のパブリックコメントの実施結果について

平成27年3月10日
障がい福祉課

1 意見募集の方法

(1) パブリックコメントの実施

意見募集期間 平成27年1月23日（月）から同年2月10日（火）まで

周知方法等

- ・ホームページへの掲載
- ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに市町村役場窓口等における概要チラシの配架
- ・障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所等への意見募集の通知
- ・報道機関への資料提供
- ・新聞広告の掲載

(2) 鳥取県障がい者プラン（案）、鳥取県手話施策推進計画（案）県民説明会の開催

日 時 平成27年1月31日（土）午前10時から午前11時30分まで

場 所 倉吉市上井公民館

参加人数 約60名

2 受付意見数

38件（19個人・団体） ※県民説明会での意見を含む

<内訳>

| | |
|-----------------------|-----|
| 権利擁護の推進に関する意見 | 2件 |
| 手話言語条例に基づく施策の展開に関する意見 | 10件 |
| 精神保健・医療の提供等に関する意見 | 4件 |
| 障がい児支援の充実に関する意見 | 1件 |
| 相談支援体制の充実に関する意見 | 3件 |
| 保健・医療の充実等に関する意見 | 6件 |
| 防災対策等の推進に関する意見 | 2件 |
| 福祉のまちづくりの推進に関する意見 | 1件 |
| 障がい及び障がい者理解の促進に関する意見 | 2件 |
| 文化芸術活動の推進に関する意見 | 1件 |
| 総合的な就労支援に関する意見 | 1件 |
| スポーツ等の推進に関する意見 | 1件 |
| 在宅サービス等の充実に関する意見 | 1件 |
| その他の意見 | 3件 |

3 主な意見及びその対応方針

| 意見 | 対応方針 |
|--|--|
| 鳥取市に進出するスターボックスのドライブスルーにタッチパネルの設置をお願いしたい。タッチパネルがあれば、ろう者だけでなく、聞こえる人（かぜで声が出しにくい人とか、お年寄りの方とか）でも使いやすい。 | スターボックスの方にこうしたご意見があったことをお伝えし、ご検討いただけないかお願いすることとします。 |
| 手話講座は毎回同じ場所で開催できるとよい。学習拠点があるとよいと思う。 | 手話の学習については、まずは学習機会を増やすことが必要と考えており、当面は施設の整備よりも、県主催の手話講座開催等により様々な場所での学習機会の増加に努めます。 |
| 医療ケアが必要な子が就学前にすごせる場所づくりをお願いしたい。（医療ケアが必要な子には保育所や幼稚園は困難。） | 保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおける障がい児の職員加配支援事業を継続実施していきます。ご意見の趣旨は計画案に盛り込むこととします。 |

| | |
|---|---|
| <p>以前住んでいたところでは、親の会のリストを頂き、親の会が提供している各種サービス等を使えることが出来た。また、同じ病気を持つ子のいる親同士の集まりがあると心強いと思う。親の会に係る情報提供をお願いしたい。</p> | <p>今後、障がい児や同じ病気を持つ子同士の親の会、関係団体等の一覧を積極的かつわかりやすく情報提供します。ご意見の趣旨は計画案に盛り込むこととします。</p> |
| <p>虐待防止については、未然に防ぐための対策が必要。虐待になる前の養護者等に対する支援が必要ではないか。</p> | <p>虐待防止のための養護者のレスパイトという意味で短期入所事業は重要と認識しており、施設整備に当たり短期入所事業の拡充が図れるよう、社会福祉施設整備費の採択基準を見直したところ。また、施設内の虐待防止策として、現場力を高めるためのスーパーバイザー派遣事業を平成27年度から実施する予定です。</p> |
| <p>ハートフル駐車場の対象拡大をお願いしたい。島根県では「小児慢性特定疾患」対象者が利用対象になっている。</p> | <p>本県のハートフル駐車場制度を含む全国のパーキング・パーミット制度では、現在本県を含め31府県で相互利用できる協定を締結して運用しています。ご意見の「小児慢性特定疾患」の方については、相互利用できる他府県の状況も参考にして、対象範囲の拡大について検討します。ご意見の趣旨は計画案に盛り込むこととします。</p> |
| <p>身近なところで障がい児の歯科診療をお願いしたい。</p> | <p>現在、県歯科医師会と連携し、障がい児・者の歯科診療等を身近な場所で実施できるよう人材養成事業を行っています。引き続き、障がい児・者の歯科診療等が可能な診療所の拡充に向けて取り組みます。</p> |
| <p>差別のない社会を目指し、地域の人に障がいを知る活動をお願いします。</p> | <p>あいサポート運動等を通じて、多くの県民に障がい特性や必要な配慮等について正しく理解していただくよう普及・啓発を進めます。</p> |

鳥取県手話施策推進計画（案）のパブリックコメントの実施結果について

平成27年3月10日
障がい福祉課

1 意見募集の方法

(1) パブリックコメントの実施

意見募集期間 平成27年1月23日（月）から同年2月10日（火）まで

周知方法等

- ・ホームページへの掲載
- ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに市町村役場窓口等における概要チラシの配架
- ・障がい福祉団体等への意見募集の通知
- ・報道機関への資料提供
- ・新聞広告の掲載

(2) 鳥取県障がい者プラン（案）、鳥取県手話施策推進計画（案）県民説明会の開催

日 時 平成27年1月31日（土）午前10時から午前11時30分まで

場 所 倉吉市上井公民館

参加人数 約60名

2 受付意見数

72件（27個人・団体） ※県民説明会での意見を含む

<内訳>

| | |
|------------------------------------|-----|
| 手話学習に関する意見 | 13件 |
| 高齢ろう者への対応、聞こえない新生児の保護者へのフォローに関する意見 | 11件 |
| 手話通訳者に関する意見 | 10件 |
| 行政の取組に関する意見 | 9件 |
| 教育に関する意見 | 8件 |
| 事業者の取組に関する意見 | 4件 |
| その他の意見 | 17件 |

3 主な意見及びその対応方針

| 意見 | 対応方針 |
|---|--|
| 手話学習では手話技術とろう者の暮らし、現状の理解は不可分。手話を学ぶ意味も理解すべき。 | 手話学習では、ろう者の暮らし・現状の理解もあわせて学べるよう工夫していきます。ご意見の趣旨は計画案に盛り込むこととします。 |
| 高齢ろう者が利用できるデイサービス、老人ホームがなく行き場のない状態である。仕方なく一般のホームを利用してもコミュニケーション力が低下してしまう。 | 当面は手話学習会補助金等の活用等により、各施設における自発的な手話学習を促しつつ、必要な取組について鳥取県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。 |
| 新生児スクリーニング（聴覚検査）により子どもが聞こえないと分かった後、安心して育児ができるフォロー体制を充実すべき。 | 鳥取聾学校及びひまわり分校で、0歳児から教育相談を行っています。鳥取県では平成18年に「新生児聴覚検査と聴覚障害児支援のための手引き」を作成し、医療機関と聾学校がつながる体制を構築しています。ご意見の趣旨は計画案に盛り込むこととします。 |
| 登録手話通訳者の現任研修を充実させて欲しい。（開催場所・頻度、通訳者のレベルに合わせた研修、講師養成等） | 現任研修のあり方、充実については、登録手話通訳者の皆さんの意見を踏まえながら、鳥取県聴覚障害者協会と一緒に検討していきます。 |
| 通訳者の養成を進めるため、通訳者の指導者の養成が必要。 | 今後、通訳者の指導者養成に取り組んでいきます。 |

| | |
|---|---|
| <p>手話通訳者が通訳現場で把握したろう者の生活面での課題・ニーズについては、鳥取県聴覚障害者協会において整理し、行政施策に反映させる仕組みを考えるべき。</p> | <p>ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれておりますが、仕組みについては、今後、鳥取県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。</p> |
| <p>遠隔手話通訳サービスについて、24時間対応、タブレット端末の県立施設完全設置を検討すべき。</p> | <p>今後、ろう者のニーズ、利用実績、費用対効果を勘案しながら検討します。</p> |
| <p>手話ハンドブックを配布しただけで終わらせず、きちんと手話の普及につなげていくべき。</p> | <p>ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれておりますが、手話普及支援員派遣制度の活用・充実等により、手話ハンドブックを活用した学校現場での手話の普及を進めていきます。</p> |
| <p>事業者に対する具体的施策の記述がない。例えば、医療サービス事業者について、病院・診療所の規模に応じた手話対応可能な医療スタッフの人数を目標として設定すべき。</p> | <p>各事業者の職場に対しては、一律に目標設定すべきではなく、補助制度の活用等によりまずは自発的な手話学習を促していきたいと考えます。</p> |
| <p>手話を第一言語としない聴覚障がい者もいて、一人一人のコミュニケーション方法を尊重することが大切である旨、計画に盛り込んでほしい。</p> | <p>様々なコミュニケーション方法を尊重することは当然と考えており、ご意見に留意して丁寧に取組を進めます。また、あいサポート運動等を通じた啓発も行います。</p> |

平成27年度鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護）について

平成27年3月10日
長寿社会課

平成26年度に創設された消費税増税等を財源とする標記基金については、平成27年度から介護も対象となります。（平成26年度は医療のみ）

平成27年度の介護施設等の整備及び介護従事者の確保に関する事業について、市町村や介護の関係団体等の要望等を取りまとめ、県の事業と合わせ、介護施設等の整備に約1億円、介護従事者の確保に約1.8億円の事業量を見込んでいます。

最終的な基金の規模及び事業内容の決定は、予算成立後の国の内示以降となる予定です。

1 基金の概要

医療・介護サービスの提供体制改革を目的として、国は医療法や介護保険法等の改正による制度面での対応にあわせ、消費税増税等を財源とした基金制度を今年度から設けています。今年度は、医療分のみ対象でしたが、来年度からは介護分も対象となります。

○平成27年度の国全体の基金総額 介護分 724億円（負担割合：国2/3、地方1/3）

うち、介護施設等の整備に関する事業 634億円

介護従事者の確保に関する事業 90億円

※医療分の国全体の基金総額：904億円（前年度同）

2 これまでの取組状況

平成27年度の基金の配分に向けたこれまでの取組状況は以下のとおりです。

| 時 期 | 取 組 状 況 |
|-------------|---|
| 平成27年 1月 | 厚生労働省から、平成27年度の基金についての規模感の照会（1月16日） ※介護従事者の確保について、事業メニュー案の提示あり。 |
| 2月 | 平成27年度の基金事業の県内市町村・関係団体等への要望の照会、とりまとめ 要望のあった市町村・関係団体等へのヒアリング（2月10日～12日） ※「介護従事者の確保」については、国が示すメニューの大項目「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」別に、優先順位を決めて国へ報告する必要があるとあり、第6期介護保険事業支援計画策定委員会の委員長・副委員長・介護人材対策専門部会委員・市町村委員により、順位付けの審査を行いました（2月12日）。 本県の平成27年度の基金の規模感、事業概要を厚生労働省へ報告（2月20日） ※介護施設等の整備約1億円、介護従事者の確保約1.8億円 |
| 3月 | 厚生労働省のヒアリング（3月9日） 常任委員会報告（3月10日） |

3 今後の予定

| 時 期 | 今 後 の 予 定 |
|-------|--|
| 予算成立後 | 基金の配分額の内示 |
| 5～7月頃 | 平成27年度基金の事業計画の提出、基金交付金の交付申請・決定 |
| 6月補正 | 平成27年度事業の予算化（当初予算で計上されているものを除く。） ※一部の基金事業については、平成27年度当初予算で計上。 |
| 7月頃～ | 補助金の交付申請・決定、事業実施（既に交付決定、実施済みのものを除く。） |

4 平成27年度に積み増しする基金の充当が考えられる事業概要（案）

(1) 介護施設等の整備に関する事業

| 区分 | 積み増し基金の充当が考えられる主な事業 ※（ ）内は事業主体 | 基金充当額 |
|--------------------------------------|--|---------------|
| 1 地域密着型サービス施設等の整備への助成 | ・小規模多機能型居宅介護事業所 （米子市1（定員7名）、倉吉市1（9名）） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（倉吉市2） | 千円 75,340 |
| 2 介護施設の開設準備経費等への支援 ※1で整備する施設に係るもの | ・小規模多機能型居宅介護事業所 （米子市1（定員7名）、倉吉市1（9名）） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（倉吉市2） | 千円 30,536 |
| 3 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善 | | 要望無し |
| 計 | | 千円 105,876 |

※市町村の第6期介護保険事業計画の平成27年度の必要定員総数等との整合性をとることが必要。

※整備費は基本単価部分のみであり、事業者の負担有り。

(2) 介護従事者の確保に関する事業

| 大項目 | 積み増し基金の充当が考えられる主な事業 ※（ ）内は事業主体 | 基金充当額 |
|--------------|---|---------------|
| 1 基本整備 | ・介護人材確保対策連携強化に係る協議会の設置等（県） ・人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の実施事業（県） | 千円 750 |
| 2 参入促進 | ・地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業（介護団体、県社協、県等） ・若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業（県社協、県） ・助け合いによる生活支援の担い手の養成事業（県） ・介護未経験者に対する研修支援事業（広域保険者、県社協、県） ・多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業（県） | 千円 71,615 |
| 3 資質の向上 | ・多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（職能団体、県社協、介護団体、県等） ・各種研修に係る代替要員の確保対策事業（県） ・潜在介護福祉士の再就業促進事業（県） ・認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業（介護団体、職能団体、県警、県） ・地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業（職能団体、保険者、県） ・権利擁護人材育成事業（保険者） ・介護予防の推進に資するOT・PT・ST指導者育成事業（職能団体） | 千円 96,196 |
| 4 労働環境・処遇の改善 | ・新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等導入支援事業（県） ・管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業（介護労働安定センター、県社協、県） | 千円 11,137 |
| 計 | | 千円 179,698 |

鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（素案）のパブリックコメントの実施結果について

平成27年3月10日
長寿社会課

1 意見募集の方法

(1) パブリックコメントの実施

- 意見募集期間 平成27年2月16日（月）から同年3月6日（金）まで
- 周知方法等
- ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに市町村役場窓口等における概要チラシの配架
 - ・介護サービス事業所等への意見募集の通知（事業所関係法人への一斉メール等による）
 - ・報道機関への資料提供
 - ・新聞広告の掲載

(2) 各種説明会・会議等での説明

| | | |
|------------------|----------|-------|
| 労働安定センター事業者説明会 | 2月13日（金） | 約 50人 |
| 西部事業者勉強会 | 2月14日（土） | 約 90人 |
| 隣保館指導者研修会 | 2月19日（木） | 約 30人 |
| 鳥取県民児協評議員会 | 2月25日（水） | 約 60人 |
| 鳥取県医療社会事業協会中堅者研修 | 2月28日（土） | 約 30人 |
| 地域包括ケア推進講座 | 3月 4日（水） | 約100人 |
| 介護予防従事者研修会 | 3月 4日（水） | 約100人 |

2 受付意見数

5件（5個人）

<内訳>

| | |
|-----------------------|----|
| 適切な介護保険の利用に関する意見 | 1件 |
| 介護サービス事業者の指導・監査に関する意見 | 2件 |
| 高齢者の住まいに関する意見 | 1件 |
| その他 | 1件 |

3 主な意見及びその対応方針

| 意見 | 対応方針 |
|--|--|
| 生活課題を有する者（孤立、生活困窮等）や軽度要介護者の住まいとして今後の地域包括ケアの中でも軽費老人ホームの役割は重要になってくると考える、計画の中で位置付けて欲しい。（1件） | 高齢者単身世帯や、介護度は低いものの低所得であり、また身体上の理由から居宅での生活が困難な高齢者を支える施設としては、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型、従来のケアハウス）等があります。このような高齢者が将来にわたり住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、市町村や事業者と協議の上、住まいの場を確保していくこととしています。 |
| 居宅支援事業所における正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りや居宅サービスの囲い込みや特養などの介護施設での介護報酬請求が適正かどうかなど疑問点がある。適正な制度運営を求める。（1件） | 引き続き居宅介護支援事業所への個別・集団指導に取り組みます。なお、平成25年度からは、ケアプラン点検を行う専門員派遣事業を行っている。また、介護報酬改定の中で、来年度から特定事業所への集中減算が厳格化されることから、その適正な運用も行っていきます。 |
| 介護施設の運営について適正な運営を担保いたいただきたい。（2件） | 引き続き、給付費適正化事業と介護事業所への指導に努めます。 |

鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画（案）のパブリックコメントの実施結果について

平成27年3月10日
子育て応援課

1. 実施結果

(1) 募集期間 平成27年2月20日から平成27年3月6日まで

(2) 周知方法等 ・ホームページへの掲載

・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、市町村窓口、保育所、幼稚園等における概要チラシの配架

・報道機関への資料提供

・新聞広告の掲載

(3) 意見応募件数 36件（11人）

<内訳>

| | |
|-------------------------|-----|
| 計画の項目の追加に関する意見（受動喫煙の防止） | 1件 |
| 保育士の確保と資質の向上に関する意見 | 5件 |
| 幼保小連携の推進に関する意見 | 1件 |
| 病児保育に関する意見 | 2件 |
| 放課後児童クラブに関する意見 | 5件 |
| 乳児訪問に関する意見 | 1件 |
| 子育て支援センターに関する意見 | 2件 |
| ひとり親家庭に関する意見 | 1件 |
| 障がい児施策に関する意見 | 1件 |
| その他の意見 | 17件 |
| 合計 | 36件 |

2. 主な意見及び対応案

| 項目 | 御意見の内容 | 対応方針 |
|------------|---|---|
| 受動喫煙の防止の追加 | 子どもたちや妊産婦、家族等の健康を受動喫煙の危害から守るために、受動喫煙防止の観点も盛り込んでほしい。 | <p>・鳥取県では、「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第2次）」を策定しており、その中で妊娠中の喫煙によるリスクや受動喫煙による子どもの成長の低下、運動能力の低下等について言及し、施策の方向性の重点事項として、公共の場等での全面禁煙の促進、未成年者や妊産婦のいるところで喫煙しないなど、受動喫煙のない社会の実現を掲げ、これらの目標値も設定しているところです。</p> <p>・これらのことから、鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画には、受動喫煙に関する事項は、盛り込まないこととしています。</p> |

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>保育士の確保と資質の向上</p> | <p>①保育・幼児教育に携わる職員の資質向上のために、研修は時間外ではなく勤務中に受講できる体制を構築すべき。</p> <p>②公立保育所の保育士について、少しでも多くの正規採用の保育士の数を増やす努力をしてほしい。</p> | <p>①平日の勤務時間に行う研修も実施しています。また、研修会参加のための代替保育士の経費を助成し、受講しやすい体制づくりを支援しています。</p> <p>②1歳児に対する保育士の数を国基準より多く配置する場合の県補助制度の補助単価について、正職員単価又は非正規職員単価の選択制を導入し、市町村と協調して正規雇用を促進しています。</p> |
| <p>病児保育</p> | <p>子どもの病気時には看護看病するための休暇が取得しやすい社会環境・職場意識等の改善が図られるよう、事業所への積極的な取組を推進していただきたい。</p> | <p>育児休業取得を始め、子の看護休暇制度についても事業主への理解促進などにより、保護者である労働者が働きながら安心して子育てができる環境づくりのための支援を行っていきます。</p> |
| <p>放課後児童クラブ</p> | <p>①放課後児童クラブは、学校施設の空き教室活用を義務付けするか、学校管理の敷地内に確保することが望ましい。</p> <p>②安定した職員の雇用ができることと経営が成り立つ程度の助成金の引上げを検討すべき。</p> <p>③非常に高い専門性と優れたセンスがなければ子どもに関われないため、民間の放課後児童クラブの経営者にも一定の研修を課すべき。</p> | <p>放課後児童クラブの実施主体は市町村であり、保護者や関係者等をメンバーとした各市町村の会議の中でその確保策等が議論され、子ども・子育て支援計画の中で定められることとなっています。</p> <p>このことから、いただいた御意見を市町村に伝えるとともに、県としては放課後児童クラブの運営が円滑に行われるよう、支援していきます。</p> |
| <p>乳児訪問</p> | <p>子育てについて誰もが悩むことが多いため、乳児訪問だけでなく、定期的に家庭を訪問するようなこともしてほしい。</p> | <p>各市町村において乳児の全戸訪問を行っており、養育を支援することが必要な保護者の場合などは、その後も訪問を行っています。また、市町村窓口において子育てに関する相談を随時受け付けていますので、引き続き市町村と連携して窓口の周知など行っていきます。</p> |

「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」(案) のパブリックコメントの実施結果等について

平成27年3月10日

青少年・家庭課

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、平成22年3月に策定した「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」は、平成26年度をもって計画期間が終了することから、引き続き、ひとり親家庭等の自立支援のあり方や施策の方向性を位置づけ、総合的な事業展開を図るため、同計画を改訂することとし、広く県民の皆様から意見をいただくよう、パブリックコメントを実施しました。

1 パブリックコメントの募集等

鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂版(案)について、以下のとおり県民からの意見募集等を実施しました。

- (1) 募集期間 平成27年2月16日(月)から3月2日(月)正午まで
- (2) 周知方法 ホームページ、新聞広告、市町村への通知
- (3) 応募件数 0件(内容に関する意見ではないが、「内容を詳しく知りたい」という意見が1件あった。)
- (4) その他 関係者、関係機関への意見照会

2 ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会、子育て王国とっとり会議及び議会等での主な意見と対応方針

| | 意見内容 | 対応方針 |
|------------|---|--|
| 目標値に関する点 | 5年後の目標値が控えめすぎるのではないか。 | 以下のとおり目標値を変更する。 ・母子父子自立支援員の認知度 (修正前) 60.0%⇒(修正後) 100.0% ・学習支援事業実施市町村数 (修正前) 10市町村⇒(修正後) 全市町村 ・市町村ひとり親家庭等自立促進計画策定市町村数 (修正前) 4市町村⇒(修正後) 全市町村 ・自立支援教育訓練給付金事業 (修正前) 15市町村⇒(修正後) 全市町村 |
| | 5年後の最終的な目標値のみでなく、毎年の中間目標を設定し、計画の進捗状況について、毎年評価・点検するのが良い。 | 事業の実施市町村数など、年度ごとの目標値の設定が可能なものについては、毎年の中間目標を設定し、進捗管理を行う。 また、事業の認知度については、初年度においてスマートフォンサイトをはじめとする様々な手段で情報発信を行い、その状況を検証しながら、次年度以降の中間目標値を検討する。 |
| 内容や表現に関する点 | ひとり親家庭の子どもが相談できる窓口等が必要。 | 児童が抱える様々な問題に寄り添い、成長をしっかりと支えていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門員による相談体制・支援体制の充実を図るとともに、電話相談窓口の周知に努める旨を記載する。 |
| | 「養育費の確保」のところ、子どもの最善の利益の中では親との面会交流はとても大切なことだが、DVとか児童虐待を受けている子どもたちにとっては、親に会うことが心身にとってマイナスとなることがあるので、表現を工夫してほしい。 | 家庭の様々な事情に配慮し、DVや児童虐待により面会交流が適切でない場合もあることから、「養育費の確保及び面会交流の推進」の部分の表現の工夫を行う。 |

「とっとり若者自立応援プラン」(案) のパブリックコメントの実施結果等について

平成27年3月10日
青少年・家庭課

平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成24年3月に策定した「とっとり若者自立応援プラン」は、平成26年度をもって計画期間が終了することから、引き続き、子ども・若者の自立を応援するために県の取組の方向性を示すとともに、その推進を図るため、同プランを改訂することとし、広く県民の皆様から意見をいただくよう、パブリックコメントを実施しました。

1 パブリックコメントの募集等

とっとり若者自立応援プラン改訂版(案)について、以下のとおり県民からの意見募集等を実施しました。

- (1) 募集期間 平成27年2月16日(月)から3月2日(月)正午まで
- (2) 周知方法 ホームページ、新聞広告、市町村への通知
- (3) 応募件数 3件(2人)
- (4) その他 鳥取県青少年問題協議会における意見交換、県政参画電子アンケートを実施

2 主な意見と対応方針

(1) パブリックコメント

| 意見内容 | 対応方針 |
|--|---|
| 困難な状況にある子ども・若者の支援にあたっては、一部の専門機関だけでは限界があるため、鳥取県が一つのチームとなって取り組むべき。 | 相談・支援機関の連携は必要であると考えており、既に案に盛り込まれております。今後一層の連携強化と支援の充実に取り組みます |
| 困難な状況にある子ども・若者の支援において地域での取り組みも期待できるので、一部の機関のみが情報を共有するのではなく、広く県民一人一人に情報が渡るような工夫が必要。 | 現在、広く県民の方にも困難な状況にある若者のことやその支援機関について知っていただくためのフォーラム開催やリーフレット配布を行っています。引き続き、地域での取組も含めて支援が広がるよう努めます。 |

※上記の他「内容を詳しく知りたい」(1件)があった。

(2) 鳥取県青少年問題協議会(平成27年3月2日開催)での意見

| 意見内容 | 対応方針 |
|--|---|
| 現行プランに記載されていた「国際交流による異文化コミュニケーションの機会を確保する」という施策について、実際の取組は行われているのに改訂案では記載がなくなっているが、記載してはどうか。 | 御意見のとおり、コミュニケーション能力の向上のための取組施策の中に、「体験活動の推進」の1項目として、計画に盛り込むこととします。 |
| 支援に当たっては、根気のあるサポートとマンパワーも社会資源として必要。困っている人と様々な社会資源とのつなぎ手も必要。また、なんでも相談できるところがあると良い。 | 現在、どこかに相談すればより適切な相談窓口につながる体制を整えるため、相談・支援機関の一層の連携強化に取り組んでいます。引き続き、困っている人と支援とがつながるような仕組みづくりに努めます。 なお、主な相談機関をプラン改訂版において紹介しています。 |

(3) 県政参画電子アンケートからの意見

| | |
|---|---|
| 活動には仲間が必要。広報で情報提供したり募ったりするのがいい。また、やりたいことを探せる環境があるとよい。 | 御意見の趣旨は既に案に盛り込まれておりますが、情報提供の仕組みについては、今後、市町村や各種団体への協力依頼、大学等を通じての周知等、具体的な方法を検討していきます。 |
|---|---|

第2回岡山大学病院三朝医療センターのあり方に関する ワーキンググループについて

平成27年3月10日

医療政策課

三朝医療センターのあり方に関する第2回ワーキンググループが、2月24日開催されましたので、その概要を報告します。

1 概要

(岡山大学附属病院の考え方)

三朝医療センターは赤字が続いており、岡山大学本学に対して、2.6年度中に三朝医療センターのあり方の方向性を報告することとなっている。ワーキンググループの意見を次のとおり集約し、報告したい。

三朝医療センターの医療機能を継続させるため、中部医師会を寄附者とする寄附講座により岡山大学が三朝温泉病院に医師2名を配置し、診療を続ける。

※岡山大学の現段階での想定スケジュール

2.6年度中にワーキンググループで三朝医療センターのあり方の方向性を議論、本学に報告の後、岡山大学として方向性の決定。1年以内に新体制に移行。

⇒

三朝医療センターの医療機能だけでなく、三朝医療センターの今後の全体像について議論を深めたい地元の間で隔たりがあり、今回の議論をそれぞれ持ち帰り、次回3月26日のワーキンググループで議論

(県の方針)

地域の医療に関わる問題であり、地元三朝町の意見を踏まえ、県としても今後の対応について町に協力していく。

2 前回(平成23年12月)提言の基本方針3に対する岡山大学附属病院の考え方

三朝医療センターに十分な人員が配置出来なかったことから、研究が難しく3年間では成果が出せなかった。次のステップとして、地球物質科学センターの研究の中でそれが可能となるスキームが検討されるのではないか。

※前回提言の基本方針3

「地球物質科学研究センターにおける地球物質科学の研究を医療分野と融合させ、研究機能の充実・発展を推進し、もって地域への貢献を図る。」

3 出席者等

別添のとおり

岡山大学病院三朝医療センターのあり方に関するワーキンググループ設置要項

制定 平成26年11月27日

(設置)

第1条 岡山大学病院に、岡山大学病院三朝医療センターのあり方に関するワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を置く。

(目的)

第2条 ワーキングは、岡山大学病院三朝医療センターに関する諸問題を審議し、解決に向けての調整を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 ワーキングは、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 岡山県医師会副会長
- 二 鳥取県中部医師会会長
- 三 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院長
- 四 鳥取県福祉保健部健康医療局長
- 五 鳥取県中部総合事務所福祉保健局長
- 六 三朝町副町長
- 七 三朝町子育て健康課長
- 八 鳥取県中部医師会事務長
- 九 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院事務部長
- 十 岡山大学理事（病院担当）
- 十一 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科長
- 十二 岡山大学病院副病院長（企画運営担当）
- 十三 岡山大学病院三朝医療センター長
- 十四 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科社会環境生命科学専攻総合社会医科学講座
医療政策・医療経済学教授
- 十五 岡山大学病院看護部長
- 十六 岡山大学病院事務部長
- 十七 岡山大学病院三朝医療センター事務室長
- 十八 その他学識経験を有する者

(座長)

第4条 ワーキングに座長を置き、前条第10号の者をもって充てる。

(会議)

第5条 座長は、必要の都度ワーキングを招集し、その議長となる。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 座長が必要と認めた場合には、構成員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 ワーキングの事務は、岡山大学病院総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年11月27日から施行する。

平成27年度鳥取県地域医療介護総合確保基金（医療）について

平成27年3月10日
医療政策課

- 地域における効率的かつ質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築のために平成26年度からスタートした消費税増税等を財源とする標記基金について、平成27年度分の本県の規模感、事業概要を厚生労働省へ報告しました。（報告日：2月20日）
- 報告に当たっては、県内の医療機関等からの事業要望等を取りまとめ、規模感を15.0億円（平成26年度分は13.2億円）で報告しています。
- なお、最終的な基金の規模及び事業内容の決定は、国のヒアリング等を経て、5～6月頃の国の内示以降となる予定です。

1 基金の概要

医療・介護サービスの提供体制改革を目的として、国は医療法等の改正による制度面での対応にあわせ、消費税増税等を財源とした基金制度を今年度から設けています。

平成27年度の国全体の基金総額は904億円（負担割合：国2/3、地方1/3）で、今後も、毎年度基金が積み増しされていく予定です（終期末定）。

※平成26年度の国全体の基金総額：904億円

・・・消費税率10%へのアップが見送られたことにより、904億円からの変更がありませんでした。

※平成27年度からは「介護」の基金制度も始まります（担当：長寿社会課）。

2 これまでの取組状況及び今後の予定

平成27年度の基金の配分に向けたこれまでの取組状況及び今後の予定は以下のとおりです。

| 時期 | 取組状況又は今後の予定 |
|--------------|---|
| 平成26年 12月 | 厚生労働省から、平成27年度の基金についての規模感の照会 |
| 平成27年 1月～ | 平成27年度の基金事業の県内事業者の要望の照会・とりまとめ |
| 2月 | 基金の規模感、事業概要を地域医療対策協議会(2/17)、医療審議会(2/19)で審議 平成27年度の基金の規模感(15.0億円)、事業概要を厚生労働省へ報告(2/20) |
| 3月 | 常任委員会報告(3/10) (※この間、厚生労働省から規模感の見直し作業を求められる可能性あり。) |
| 5～6月頃 | 厚生労働省のヒアリング、基金の配分額の内示 |
| 7月頃 | 基金交付金の交付申請・決定、平成27年度基金の事業計画の提出 |
| 9月補正 | 平成27年度基金の事業の予算化(当初予算で計上されているものを除く。) ※一部の基金事業(年度当初からの実施が必要なソフト事業(運営費、手当等の人件費など)) については、平成26年度の事業費等を参考にして平成27年度当初予算で計上。 (平成27年度基金に係る予算要求額：5.6億円) |
| 10月頃～ | 基金事業の補助金交付要綱の改正、補正予算要求事業の補助金の交付申請・決定 |

【参考】平成26年度に造成した基金（医療）に係る取組状況

| 時期 | 取組状況 |
|---------|--|
| 平成26年4月 | 第1回目の国のヒアリング（事業の概要、平成26年度の基金の規模感、関係者との調整状況等についての聞き取り） |
| 8月 | 第2回目の国のヒアリング（事業の内容、優先順位の聞き取り、H26基金の規模感の再確認等） |
| 10月 | 基金の額の国の内示（内示額：1,320,324千円） 国への基金交付金の交付申請及び事業計画書の提出 |
| 11月 | 国の基金交付金の交付決定（内示額どおり）及び平成26年度の基金事業の計画の完成 |
| 11月補正 | 平成26年度の基金事業の予算化 |
| 12月～ | 基金事業の補助金交付要綱の制定、交付申請・交付決定手続き |

※医療関係者等との協議状況については、4月に基金制度の県内説明会を開催し、以降、医療審議会及び地域医療対策協議会を3回ずつ開催したほか、医師会、歯科医師会等と随時協議を行ってきました。

3 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（医療）の方向性

（1）病床の機能分化・連携の推進

…>高齢化が進む中で医療機関が機能分担し、連携して必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備

- ①急性期医療だけでなく、回復期・慢性期の医療を提供
- ②精神科医療をはじめ、入院医療から地域生活への移行を推進
- ③医療機関（医科、歯科）、訪問看護ステーション、薬局、福祉サービスを行う機関の相互の連携を深め、災害時の連携にも対応

（2）在宅医療（歯科・薬科を含む。）の推進

…>希望すれば、在宅で療養できる地域づくり

- ①在宅医療を調整する拠点を整備し、在宅医療を提供する機関の連携や多職種連携を強化（ただし、市町村の範囲を超える事業が対象）
- ②在宅医療を担う機関を整備・充実するとともに、人材を確保・育成
- ③かかりつけ医を持つこと、医療機関の機能分担、在宅医療などを住民へ啓発

（3）医療従事者等の養成・確保のための事業

…>継続した医療提供体制の確保に向け、質の高い医療人材を育成・定着

- ①質の高い医療人材を養成・確保
- ②高度・多様化する医療に対応できる医療人材のキャリア形成を支援
- ③就労環境の整備・改善などにより医療従事者等の負担軽減や定着を促進

4 平成27年度に積み増しする基金の充当が考えられる事業概要（案）

| 区 分 | 積み増し基金の充当が考えられる主な事業 ※（ ）内は事業主体 | 基金充当額 |
|---------------------------|--|--------------------|
| 1 病床の機能分化・連携のために必要な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療情報ネットワークシステム（おしどりネット）の参加機関の拡充（鳥取大学医学部附属病院） ・モバイル端末を活用した訪問看護等在宅医療を推進するためのネットワークの構築・整備（医療機関） ・急性期医療の充実（医療機関） ・病床の機能分化・連携の推進のための基盤整備（医療機関） <p style="text-align: right;">など</p> | 5.0億円 (6.4億円) |
| 2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備（医師会） ・訪問看護師養成研修参加への支援（医療機関、訪問看護ステーション） ・在宅医療推進のための看護師養成の支援（鳥取大学医学部附属病院） ・医療介護の連携会議の開催（県） ・在宅医療連携拠点、在宅療養支援診療所、地域包括支援センター等と連携した在宅歯科医療の拠点の整備・運営（歯科医師会） ・在宅医療推進の設備整備（医療機関、訪問看護ステーション） ・薬局に対する在宅医療研修（薬剤師会） ・訪問リハビリ等の人材育成（理学療法士会等） <p style="text-align: right;">など</p> | 2.9億円 (1.8億円) |
| 3 医療従事者等の確保・養成のための事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援センターの運営（県） ・小児救急医療に関する研修の実施、救急勤務医手当の支給、小児救急電話相談事業などの救急医療体制の確保（医師会、医療機関、県） ・看護職員の確保、資質向上、勤務環境の改善（医療機関、看護協会、県） ・産科医療従事者の確保（医療機関） ・歯科衛生士の復職支援（歯科医師会） ・病児・病後児等保育の施設設備整備（医療機関） ・周産期医療体制の整備（医療機関） <p style="text-align: right;">など</p> | 7.1億円 (5.0億円) |
| 計 | | 15.0億円 (13.2億円) |

※「基金充当額」欄の（ ）内は、平成26年度に造成した基金の充当額です。

